

8.港湾運送関連事業料金

この港湾運送関連事業料金は、四日市港運協会会員事業者及びその他各社が届出した内容を料金別にとりまとめたものであるが、金額はそれぞれ届出額の最高・最低の巾で表示したものである。

○四日市港運協会会員事業者

伊勢湾倉庫株式会社
三栄株式会社
山九株式会社
中部海運株式会社
日本通運株式会社
日本トランスシティ株式会社
三井倉庫株式会社
四日市海運株式会社

○その他各社

有限会社愛成企業
有限会社創建
第工株式会社
株式会社大日警
東海船舶株式会社
東海ワッチサービス株式会社
ワイケイ物流サービス株式会社
旭運輸株式会社

(1)船積貨物固定区画料金

I. 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は船積貨物の固定区画作業を行なう場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

品 目	セキュアリング	作業標準
コ ン テ ナ	1 個につき 3,256～3,262 円	ラッシング及びショアリング
ノックダウン自動車	1 トンにつき 245～251 円	ラッシング及びショアリング
雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）	1 トンにつき 420～426 円	ラッシング及びショアリング
機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）	1 トンにつき 326～333 円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）	1 トンにつき 208～214 円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル（口径 12 インチ以上のもの）	1 トンにつき 257～269 円	ラッシング及びショアリング
小 型 車 両	1 台につき 1,194～1,196 円	ロープ又はゲージワイヤー による 4 点ラッシング

（注）上記基本料金はチェーンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- ① ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- ② ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又は区画する作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合計します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

3. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき (6 人)	23,439～23,483 円
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口 1 時間につき (6 人)	36,460～36,530 円

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては 08 時 30 分、半夜作業にあつては 16 時 30 分）以降において、昼間作業にあつては、08 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港湾関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1 口の構成員が基準人数（6 人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	1 口につき（6 人）	185,949～186,298 円
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	1 口につき（6 人）	185,949～186,298 円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（6 人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次のとおりとします。

（1 個につき、単位円）

区 分	1 口の作業員数	20 フィート型	40 フィート型
ドライコンテナ	2 人	7,600～8,086	11,400～12,129
フラットコンテナ	2 人	12,200～12,980	18,300～19,471

（注） 当該作業において、前項に掲げる 2. の割増料金、3. の待機料金、及び 4. の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6. 分担金等

品 目	港湾福利分担金	労働安定基金
コ ン テ ナ （1 個につき）	11 円 20 銭	9 円 80 銭
トラック自動車・雑貨類・機械類・鋼材類 （1 トンにつき）	1 円 36 銭	1 円 19 銭
小 型 車 両 （1 台につき）	4 円 48 銭	3 円 92 銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

9. その他

- (1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3) 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (6) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2)荷直・荷造料金

I. 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

① 荷直料金

(1 トンにつき 単位円)

区 分	金 額
船内荷直料金	216～217
沿岸荷直料金	648～651

② 沿岸荷造料金

(1 トンにつき 単位円)

区 分		金 額	
本船接岸・はしけ揚撒貨物料金		小麦・米	
		896～901	
コンテナ詰の 撒貨物料金	麻袋	バン卸し袋詰	バンよりベルト揚袋詰
		1,413～1,420	2,484～2,496
	フレコン	ヘイキューブ	—
		2,404～2,416	—
	フレコン	メイブ・大豆・雑豆	3,104～3,120
		4,427～4,449	—
	フレコン	ヘイキューブ	—
		4,242～4,262	—

(注) (1) 39kg 未満の袋詰作業については委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- ① 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行

う作業とします。

② 沿岸荷直作業は、舁揚げ、その他岸壁において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。

③ 沿岸荷造作業は、舁揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	7,794～7,831	15,588～15,662
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	12,125～12,185	24,250～24,370

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては 08 時 30 分、半夜作業にあつては 16 時 30 分）以降において、昼間作業にあつては、08 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港湾関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1 口の構成員が基準人数（船内荷直 2 人、沿岸荷直・荷造 4 人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼間 (08時30分から16時30分まで)	61,832～62,126	123,664～124,252
半夜 (16時30分から21時30分まで)	61,832～62,126	123,664～124,252

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1トンにつき)

	港湾福利分担金	労働安定基金
船内荷直料金	75 銭	66 銭
沿岸荷直料金	2 円 24 銭	1 円 96 銭
沿岸荷造料金	4 円	3 円 50 銭

6. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

8. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単重が 55 キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (4) 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 艙内清掃料金

I. 適用範囲

この艙内清掃料金は、艙内清掃作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

前積貨物名		種 類		金 額	
				普通清掃	水洗清掃
穀 飼	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄			56.87～56.98	83.10～83.28
鉍 砒 石	石炭、鉄鉍石、磷鉍石、ボーサイト、			60.48～60.60	94.08～94.25
肥 料	飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚				
屑 鉄	黒鉛、セメント、亜鉛砒、ニッケル鉍、			80.15～80.30	118.90～119.17
石炭類	オイルコクス、ピッチ、銅鉍石				

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- ① 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。
- ② 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せて行う作業とします。

(2) 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。また、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

3. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1 口 1 時間につき 単位円)

昼夜区分 \ 種類	普通清掃 (14 人)	水洗清掃 (17 人)
昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	54,730～54,837	66,459～66,584
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	85,146～85,307	90,852～103,474

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては 08 時 30 分、半夜作業にあつては 16 時 30 分）以降において、昼間作業にあつては、08 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港湾関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1 口の構成員が基準人数（普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1 口につき 単位円)

昼夜区分 \ 種類	普通清掃 (14 人)	水洗清掃 (17 人)
昼 間 (08 時 30 分から 16 時 30 分まで)	434,190～435,040	527,241～528,233
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	434,190～435,040	527,241～528,233

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消の場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1 トンにつき)

前積貨物名		区分	港湾福利分担金	労働安定基金
穀 飼	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄		25 銭	22 銭
鉍 砒 石	石炭、鉄鉍石、燐鉍石、ボーキサイト、			
肥 料	飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚			
屑 鉄	黒鉛、セメント、亜鉛砒、ニッケル鉍、			
石炭類	オイルコークス、ピッチ、銅鉍石			

6. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 艀内清掃料金は艀艀の容積（グレンキャパシティ）に対し適用し、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとします。
- (2) 専用艀及び作業形態その他について特殊事情のある艀内清掃の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行トン数（グレンキャパシティ）	基本料金適用係数
5,000 トン未満	1.6
5,000 トン以上 20,000 トンまで	1.6～1.0 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.04 ずつ減ずる)
20,000 トン	1.0（基本料金）
20,000 トン以上 40,000 トンまで	1.0～1.8 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.01 ずつ減ずる)
40,000 トン以上 50,000 トンまで	0.8～0.6 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.02 ずつ減ずる)
50,000 トン以上	0.6

8. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上別途料金を申し受けます。
- (2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチクーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (6) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4)船積貨物警備料金

I. 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1口につき 単位円)

項 目	昼間料金	夜間料金
本船舷門又は巡回警備料金	23,976～32,368	39,960～53,946
本 船 船 艙 警 備 料 金		
艀 運 送 警 備 料 金		
貨 物 集 積 場 警 備 料 金		

(注) ① 昼間料金は、08時より17時の間に行った作業に対して適用します。

② 夜間料金は、17時より翌朝08時の間に行った作業に対して適用します。

③ 前半夜(17時より21時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の5割を基本料金とします。

④ 一昼夜(08時より翌朝08時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から10%に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- ① 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。
 - ② 「艀運送警備」は艀積貨物（場所は艀溜、荷揚場、本船、船側等）の警備を行う作業とします。
 - ③ 「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋（CFSを含む）及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。
- (2) 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

2. 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の3割増とします。

3. 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始1時間前までは、基本料金の5割、それ以後は10割を申し受けます。

備考 ① 手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。

② 作業開始時刻：昼間作業は8時、夜間作業は17時とします。

4. 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼 間	60 円	52 円
半 夜	60 円	52 円
全 夜	120 円	104 円

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. その他

- (1) 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。
- (4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- (5) 基本料金（注）④項について、密航者、上陸禁止監視業務等、特殊警備業務については、適用しません。
- (6) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。